

人権教育のすすめかた・部落差別問題の歴史的背景・「木曾の小太郎」授業づくり

今年度も、本校校内研修に大分県教育庁人権教育・部落差別解消推進課の三宅重慶指導主事を招聘し、人権教育研修会を行いました。

研修会では、「人権教育」と「道徳教育」の違いについて確認したり、人権教育の授業づくりについて学んだりする機会をいただきました。



まずは、「人権教育のすすめかた」について、「カリキュラムマネジメントの推進」「道徳教育」と「人権教育」のゴールの違いなどについて教えていただきました。人権教育は日常的に行われるべきことであるため、「道徳」だけでなく「社会」「国語」「特別活動」「総合的な学習の時間」等と積極的に関連を図っていくことが「日常化」に繋がることが確認できました。

「道徳教育」と「人権教育」のゴールの違いについても学び直しができました。

<「道徳教育」のゴール>

「道徳的な判断力・心情・実践意欲と態度の育成」

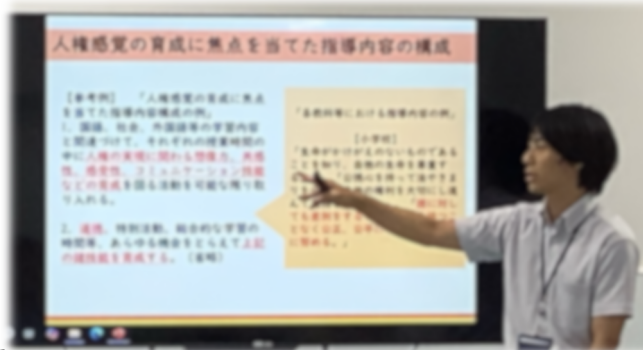
・学習活動において、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか。

・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか。

<「人権教育」のゴール>

「実践行動の実現」

・いじめや差別に直面したときに、心の域を超え、知的理解を踏まえどう行動するか。



やはり、「人権教育」には“知的理解”“実践行動”が重要であることが学べたと同時に、“無知”による無意識に起こる差別の怖さを強く感じました。

最後に、人権教育の授業づくりをしました。「木曾の小太郎」を教材に、「ねらいや期待する児童の姿」「どのような課題や発問が必要か」等を、個人で考えたり研修グループで話し合ったりしました。



職員それぞれの経験や価値観が異なるため、考えさせたい場面や発問の内容が様々に出され、多角的に考えることができました。

人権教育では、「差別をなくす主体者」を育てることが重要だということが確認できました。そのために、児童が、正しく「知的理解」の獲得ができるようにしたり、日常生活に繋がられるようにしたりするために、私たち教職員がすべきことについて考える貴重な機会をいただけた研修となりました。